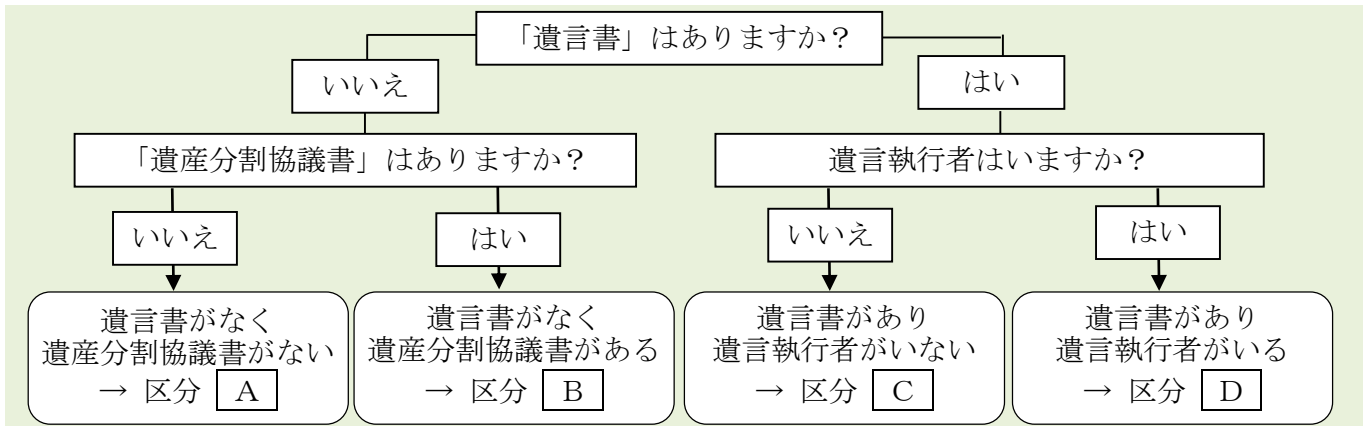


相続手続における必要書類のご案内

相続手続において必要となる書類をご案内します。下記フロー図をご確認ください。



区分				必要書類	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	相続人さまにご記入いただきます	金融機関	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	相続預金の通帳・証書 貸金庫の鍵・カード等	紛失されている場合は窓口にお申出ください	相続人さま	<input type="checkbox"/>
○ 注1	○ 注1	○ 注2		法定相続情報一覧図	本書面をご用意いただければ被相続人と相続人の戸籍謄本等は不要です	法務局	<input type="checkbox"/>
○ 注1	○ 注1	○ 注2		被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本、除籍謄本	出生から死亡までの連続した謄本(相続人さまの特定資料として)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○ 注1	○ 注1	○ 注2		相続人さま全員の戸籍謄本(全部事項証明書) 注3	現在の全部事項証明書	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○			相続人さまの印鑑登録証明書	相続人さま全員のもの(発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	○			遺産分割協議書	法定相続人全員のご署名・ご捺印があるもの	相続人さま	<input type="checkbox"/>
		○	○	遺言書	自筆証書遺言または公正証書遺言	相続人さま	<input type="checkbox"/>
		○	○	検認済証明書または検認調書	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
			○	遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
		○	○	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本または除籍謄本	お亡くなりになられたことの確認書類として	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
			○	遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者がいる場合(発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
		○		受遺者(遺言により遺産を取得される方)の印鑑登録証明書	(発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>

(注1)戸籍謄本等は、法務局から発行される法定相続情報一覧図の写しで代替することも可能です。

(注2)受遺者が法定相続人の場合、当該受遺者が法定相続人であることを確認できるもの。

遺産を取得しない法定相続人、法定相続人以外の受遺者の戸籍謄本は不要です。

(注3)下記に該当する場合は不要です。

・被相続人さまと同一の戸籍にいる方

・被相続人さまの戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が被相続人さまの戸籍から確認できる方

※相続放棄された方がいる場合は家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書をご提出ください。

※家庭裁判所の調停または審判により遺産を分割される場合は、調停調書謄本または審判書謄本と確定証明書をご提出ください。

※上記書類はすべて原本をご提出ください。原本を必要とされる場合は、コピーをした後に返却いたします。

※書類が整っていても、お手続きできない場合もございます。

※被相続人さまのお取引内容によっては、こちらに掲載の書類以外にも必要になる場合がございます。

【群馬県内の一部金融機関で相続手続に必要な書類を統一しています】

株式会社群馬銀行・群馬県内本店を置くすべての信用金庫・群馬県内に本店を置くすべての信用組合

戸籍謄本について

①被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本について

相続人を確認するためには、被相続人(亡くなられた方)が生まれたときから亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要となります。

(一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要となる場合がありますので下記をご参照ください)

【大正生まれで結婚・転籍された方の具体例です】

被相続人(亡くなられた方)が生まれた日

改製原戸籍

昭和32年法務省令により戸籍を改製

改製戸籍

結 婚

編成戸籍

転 籍

転籍戸籍

平成6年法務省令により様式が改製

現在の戸籍

この方の例では
計5通の戸籍謄本が
必要となります。

戸籍謄本
(全5種類)

②相続人様の戸籍謄本について

戸籍抄本(本人部分のみのもの)のご提出をお願いします。

ただし、下記に該当する方の場合、提出は不要です。

- (1) 被相続人様と同一の戸籍にいる方
- (2) 被相続人様の戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が被相続人様の戸籍から確認できる方

【群馬花子さんが相続人の具体例です】

群馬花子さん(相続人)が、前橋太郎さんと結婚し、花子さんの親(被相続人)が亡くなられ、花子さんが相続人になった場合。

親の戸籍の記載

- ・「〇年〇月〇日前橋太郎と婚姻夫の氏の新戸籍編成につき削除」

現在の氏名

- ・「群馬花子」のまま → 親の戸籍に記載があるため省略可
- ・「高崎花子」等、姓が結婚時の姓と異なる場合 → 現在の戸籍謄本の提出をお願いします。